

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	水産業協同組合法	法令番号	昭和23年法律第242号
手続名	共済計理人の解任命令（共水連）	根拠条項	第100条の8第1項（第15条の19準用）
処分基準	<p>第15条の17第2項に規定する共済計理人の要件を満たしていない場合又は第15条の18に規定する共済計理人の職務に違反が認められる場合において、命令を発しなかったときの影響等を総合的に勘案して、処分を行うか否かを判断することとする。</p>		
	対応区分 ① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関 生産者支援課	交付機関 生産者支援課